

議案第3号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会育児休業等に関する規程の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会育児休業等に関する規程（平成15年8月19日施行）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「育児・介護休業法」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同条第3項中「配偶者」を「職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第13条第4項を次のように改める。

4 子の看護休暇は、1時間単位で取得することができる。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。